

経済と経営 16-3・4 (1986.3)

〈論文〉

タマス・ホブズにおける・「契約(Pact, Covenant)」,  
ならびに、「自然権」,「自然法」, および,「自然」,  
の諸概念の分析——第I部, 第II部, 第III部  
ま え お き

鈴木秀勇

本稿執筆の諸契機を述べながら, 本論文の各部の意図をしるす。

I

1) 1983 (昭和 58) 年の暮れ, 一橋大学の「国際交流委員会」は, 各年度事業の一つである・諸外国からの・多数の研究者招聘の一環として, Cambridge 大学の評議員・同大学 King's College(1441 年, Henry 6 世創設)の政治学主任, ジョン・ロク研究者として知られるジョン・ダン(John Dunn)教授を迎え, 同教授は, 「ジョン・ロクにおける・『信託』の概念について(“Of the concept of Trust in John Locke.”)」のテーマのもとに, 一橋大学の教員・大学院学生に対して, セミナールを開いた。

ダン教授は, 論文「ジョン・ロクの政治理論における『同意』」(“Consent in the Political Theory of John Locke.”《Historical Journal》. Vol. X.

Nr. 2. Cambridge U-P., 1967. pp. 153–182)を公表ののち、著書『ジョン・ロクの政治思想。——『統治についての二論文』の立論の一歴史的評価』(“*The Political Thought of John Locke. — A Historical Account of the Argument of the “Two Treatises of Governwent.”*” Cambridge U-P., 1969. iv–xiii, pp. 5–267.)によって、国際的に名声をえていたが、しかし、ロクの「信託」概念を扱ったのは、このたびが初めてであった。

筆者も、今から約三十年前の1954(昭和29)年、三十三歳の折、恩師である・一橋大学・名誉教授・高島善哉先生の御指導をうけ、前後九年の歳月を費した・『統治についての二論文』の翻訳に基づいて(このうち、『第二論文』のみが、昭和30年、河出書房旧社の「世界大思想全集」の第一輯に収められた)、一橋大学・一橋学会編集『一橋論叢』・第33巻・第5巻、『ジョン・ロク没年二百五十年記念号』に、「ジョン・ロクの政治哲学における・『同意』の理論」(同号、108—144ページ)を、発表した。

これは、ロクを、〈社会契約論〉の系譜に加える通説を、誤謬として斥けたものであって、(今日でも、わが国では、主としてホブズ〈研究者〉、と言わんよりも、ホブズについての〈物書き者諸氏〉たちが、平然と、この誤謬通説にしたがっている)、すなわち、ロクの政治哲学を構成するのは、「契約」理論ではなく、一つには、「同意 (consent)」の理論であり、二つには、「信託 (trust)」の理論であることを、示したものである。

のちに本稿・「第I部」に見るように、ホブズにあっては、「[[「国家」の〈非存在〉の条件下での] 自然による・人類の身の上」すなわち「各人にたいする・各人の戦争」の中で、「分裂」し「孤独」である・個々の人間が、ある・特殊な〈内容〉と〈意味〉とをもつ「契約 (Pact, Covenant)」を、相互の間で交し合うことによって、〈一挙に〉、上記の・「分裂」の「身の上」を「抜け出て」、すなわち、〈政府〉を含む「国家」(‘Common-wealth’ (「カマン-ウェルス」, ‘state’, ‘cīvitās’ (「キーウィタース」), すなわち ‘Leviathan’ (「リヴァイアサン」)) を、「産出」する。

これにひきかえ、ロクにおいては、まず第一に、「自然の状態」にある個人が、「国家」では、まったくなくて、〈一国民社会〉と解すべき「カマンウェルス」を、それへの集合の「同意」によって形成し、ついで第二に、その「カマンウェルス」が、自らいわば〈母体〉となって、「カマンウェルス」からのある被選出集合体に、「立法権力」を、「信託」することによって、「立法部」が設立され、この「立法部」からの「信託」によって、「執行部」が設立されるのであり、そして、この「立法部」と「執行部」とが、「政府(government)」を形づくるのである。

こうして、ロクの場合には、—— a) 個人々の「同意」による・「政府」の〈母体〉としての「カマンウェルス」の形成と、 b) その「カマンウェルス」からの「信託」にする・「政府」の設立——という・〈二段階の理論構造〉である点が、ホブズにあって、「国家」を「産出」・「設立」するには、「契約」という「たった一つの道しか(the only way ; ûnica via)ない」とされているのにたいして、決定的な相違を形づくるのである。

そして、「自然法」に則って行動すべき「政府」が、〈度重なる〉・「自然法」への背反を犯し、言いかえれば、「カマンウェルス」の各成員の・生命、身体、自由、それらの表現である・労働によって形成された所有、からなる「自然権」の〈頻繁な〉侵害を犯す時、〈一国民社会〉である「カマンウェルス」の側からの・「信約」の「撤回」が、「政府の解体」であり、これが、ふつう、ロクの〈抵抗権〉ないし〈革命権〉理論と呼ばれるものであって、ここに、『統治についての二論文』が、The Glorious Revolution (The English Revolution) の追認、ないし擁護の著述と見なされる理由が、ある。

自慢高慢、馬鹿ノウチを承知で言えば、当時仄聞したところでは、筆者のこの論文は、碩学・故・上原専禄先生のお褒めにあずかり、上原ゼミナールのテキストとして使用された由である。また、ダン教授のゼミナールのあと、質疑の間に、この論文にふれたところから、同教授に所望され、後日、ケイムブリジに送付された。

前述の次第で、筆者は、ダン教授のロク解釈に共感し関心を抱いていたので、上記のゼミナールに出席し、ダン教授の所論をきいて、自らの理解が必ずしも独断ではなかった、との思いを抱いたのであった。

2) さて、その頃、筆者は、約四十年の間、断続的にではあるが、考え苦しんできた課題、すなわち、ジャン-ジャク・ルソの『エミル』にあって最も基本的な教育思想である「自然が行なう教育(l'éducation de la nature)」(子どもを「教育」するのは、「人間」である以前に、なによりも「自然」である、とする思想)、ならびに、これから帰結するところの——「人間が行なう教育(l'éducation des hommes)」は、「自然にしたがう教育(l'éducation naturelle)」でなくてはならない——という両思想における・「教育」する「自然」とは、いったい、なにであるか、という課題に、ようやく、一つの解答を見いだし、上記のうち、「自然が行なう教育」という基本思想の分析と、「教育」する「自然」の概念の分析との部分が、『「教育」と「自然」。——ジャン-ジャク・ルソ『エミル』の一研究』(明治図書社)として刊行されようとしているところであった。

そこで、上記ゼミナールのあと、ダン教授とふたりで帰途についた車中で、筆者が、——自分は、ルソの教育科学の核心である「自然」概念に苦しまされてきたので、うかがうのであるが、ホブズ、ロクが自らの政治哲学の基礎概念として、「自然法」と「自然権」とをおく時、その「自然」とは、なにを意味している、とお考えになるか——とたずねたところ、ダン教授は、即座に、——ロクについては、「自然」とは、'the creative author'（「創造主」・「神」）である——と答えられた。

この答えにも、筆者は同感であった。

なぜなら、前記の論文は、また、ロクにおける「自然」とは、「神」であることの論理を、示したのもであったからである。

すなわち、まず、ロクは、「人間」各人を、すべて、「神」（「創造主」）が造りなした「作品(workmanship)」としている（『統治についての二論文』の

『第二論文』, Chap. V. Of Property. ならびに, 『第一論文』の・ある箇所。また, “*An Essay concerning Human Understanding.*” (『人間の悟性についての一試論』), Book IV, Chapt. X. Of our Knowledge of the Existence of a God. にあつての〈神の存在証明〉も, 上記のとらえ方を基礎にするものであるが, しかし, この〈神の存在証明〉は, 「神」は, 「人間」の存在の原因として, 「身体」をもつことになる, という難点を含む)。

ところで, 「神」は, 〈絶対的価値〉である。

「神」が〈絶対的価値〉である, とは, 「神」が, いわば無言のうちに, 「人間」の魂に向かつて, 〈神を, 絶対的に尊崇せよ〉, と〈命令〉していることに, ひとしい。

そして, かく〈命令〉していることは, さらに, 裏面から言えば, 「神」は, 無言のうちに, 「人間」の魂にたいし, 〈神を侵害すること [洗神] を, 絶対的に禁止すること〉を〈命令〉していることに, ひとしいのである。

さて, 「人間」が, 「神」の造った「作品」である, ということは, 「人間」が, 「神」の〈絶対的価値〉を〈分与〉されていることを, 意味している。(後出の・ジャン・カルヴァンの思想を, 参照されたい)。

とすれば, 「人間」が, 自らにおいて, また, 他の「人間」において, 「人間」を形づくるもの, すなわち, 生命, 身柄 [身体と心], 自由, 身柄の働きである労働が混ぜ合わされた対象, すなわち, いわば身柄の拡大である所有物, これらを〈侵害〉することは, 自らにあつて, また, 他の「人間」にあつて, 「神」を〈侵害〉していることに, ほかならない。

それゆえ, 「神」は, また, 無言のうちに, 「人間」の魂に向かつて, 自らにおいて, また, 他の「人間」において, 生命その他のものを, 〈絶対的に尊崇せよ〉と〈命令〉しているのであり, そのことは, 同時に, 裏面からすれば, 「神」が, 無言のうちに, 「人間」の魂にたいして, 上記のものを〈侵害することを, 絶対的に禁止する〉ことを〈命令〉していることである。

このうち, とりわけ, 他の「人間」とのかかわりで, 「人間」にたいし, 「神」

が無言のうちに発している・他の「人間」の生命その他を、〈絶対的に尊重せよ〉という〈命令〉と、この〈命令〉と表裏一体をなす・その・おなじものを、〈侵害することを、絶対的に禁止する〉〈命令〉とが、ロクにあっての「自然法」である。

「信教の自由」についての・一連の「書簡」(すなわち、*“Epístola dē tolerantīā.”* 『信教自由についての書簡』。Gouda, 1689. “A Letter concerning toleration.” (前掲書の・イングランド語訳)。London, 1689. “A Second Letter concerning Toleration.” (『第二書簡』)。London, 1690. “A Third Letter for Toleration”. (『信教自由のための第三書簡』)。London, 1692)の根底にある・ロクの宗教思想の核心は、〈各人の内面・魂と神との・無媒介のつながり〉、である。

それゆえ、「自然法」もまた、「人間」各人の魂にたいする・「神」の・無言の〈命令〉であり、なればこそ、ロクは、「自然法は、万人の胸の奥底に刻みつけられている」と言うのである。

そして、この「自然法」によって、「人間」各人が、他の「人間」から、生命そのほかのものを、〈絶対的に尊重され〉、とりもなおさず、〈侵害されることを、絶対に禁止されているゆえに、侵害されない〉ことが、「自然権」である。

以上の論理における「神」・「創造主」が、ロクにおける「自然」である。

ところで、「神」を、「人間」の「創造主」とする思想は、ロクが、ジャン・カルヴァン(Jean Calvin, 1509–1564)から、学んだものである。

ただ、ダン教授は、ロクの「自然」概念について、それは「創造主」である、とする時、典拠としているのは、カルヴァンの『キリスト教信仰綱要』*“Institūtio religiōnis christiānae”*のみである。(これは、1536年のラテン語文初版以後、フランス語文、ラテン語文と、交互に増補され、改訂第五・決定版は、1559年に出版された)。

しかし、筆者は、ロクのいう「自然」が「創造主」である、とする立論に

あたっては、典拠とすべきは、正しくは、カルヴァンの・一連の〈旧・新約聖書注解〉のうち、通称『創世記注解』（“*Commentārius in Génesin.*” これの初版の刊行年・刊行地は、British Museum, Bibliothèque Nationale の蔵書目録によっても、不明である）であるべきである、と考える。なぜなら、

上記『創世記注解』（正式には『モーセの五書への注解』）の『第一部』（“*Commentāriōrum in Quinque Librōs Mōsis, Pars I.*”）の「第一章。第二十六節」によれば、カルヴァンは、まず、『創世記』「第一編。第二十六句」すなわち「神、言いたまいけるは、われらにかたどりて、われらのかたちのごとく、われら、人間を造らん、と」（“*Faciāmus, inquit, in imāgine nōstrā, secundum similitūdinem nōstram.*”）という・神の言葉が発せられる以前に、神は、人間の創造について、自らの胸に思いめぐらすことがあったのであって、その・めぐらした「思い」が、上記の言葉となって語られた、と考えるのである。

では、その「思い」は、どのようなものであったのか。

「もとより、この時 [上記の言葉を語る時]、神としては、また、生起することを自らが意志した事柄を、そっけない言葉に託することもできたのである [たとえば、「神、光あれと言いたまいければ、光ありき」のように]。けれども、神は、生起することを自らが意志した事柄とは、人間の卓拔さ (*hōminis excellētia*) であることを、示そうと意志したのであって、それゆえにこそ、人間の創造について、しばし思いをめぐらしたのであった。このところにこそ、神がわれら [人間] を嘉したもうた (*nōs dignātus est*) ・至高の栄誉 (*sūmmus hōnos*) がある」。

それゆえ、カルヴァンにあっては、「神、言いたまいけるは、…」の言葉は、「人間」にとって「最高の栄誉」である・「人間の卓拔さを、示そう」とする・神の「意志」を、表わしていたのである。

では、その「人間の卓拔さ」とは、ないか。それを、カルヴァンは、こう述べている。

「もとより、人間の・墮落した本性の中には、蔑視を招きうるものが、数々

ある。けれども、一切を正しくはかりにかければ、人間は、他の被造物の間であって、神がそなえている知恵と正義と善性とのある傑出した典型 (est hōmo exīmium quoddam…dīvīnae sapiēntiae, iūstītiaē et bonitātis spēcimen) であり、それゆえにこそ、古代人たちによって、正当にも、小宇宙 (μικρόκοσμος) と呼ばれたのである。

それゆえに、カルヴァンにとって帰結するのは、「神、言いたまひけるは、われら、人間をつくらん」とは、「言いかえれば、人間が、神の似姿 (símilis Déō) となり、ないしは、神の模像を表わす (effígiēm Déi repráesentet) ために」ということであつたのであり、それゆえ、また、「かくして、アダムは、立ち現われた時、精神と心情とにおいて、神がそなえている姿の・高貴な器 (primāria sēdēs dīvīnae imāginis) であつた」と言われるのである (傍点は、引用者。以上は、“*Ióannis Cálvinis Ópera quae súpersunt Ómnia.*” (『ジャン・カルヴァンの現存著作全集』)。第23巻, Braunschweig, 1881. [First Reprint, 1964]. “*Ópera exēgētica et homilētica.*” (『聖書解釈上, および説教上の著作』)。第1巻, “*Comentāriōrum in Quínque Líbrōs Mōsis, Pars I.*” Cap. I. §. 26. pp. 25–26)。

このように、「神」・「創造主」が造つた「作品」である「人間」(たとえば「アダム」)に、「神」が「そなえている」〈絶対的価値〉が、〈分与〉されているゆえにこそ、前述したとおり、「自然法」と「自然権」との成立の論理を仲立ちに、「創造主」が「自然」である、と立論しうるのである。

3) ところで、元へ戻れば、筆者は、ダン教授に——ロクにおける「自然」概念については、自分も、まったくそのとおりと、思っている。では、ホブズの場合の「自然」は、どうお考えであろうか——とただしたのにたいして、同教授の答えは——ホブズについては、自分には、まだ、わからない——ということであつた。

4) ダン教授は、ロク研究者であるから、別としても、西ヨーロッパの・一連の・代表的なホブズ研究も、ホブズの政治哲学の基礎である「自然法」

と「自然権」との概念との連関で, 「自然」概念について十分な解明を施してきた, とは言いえないように, 思われる。

5) 筆者は, ダン教授の答えを機縁に, その後, このテーマに, 少しく考えを凝らしてきた。

本稿の「第II部」・「ホブズにおける「自然」概念の分析」は, 上述の経緯を, 一つの契機とするものである。

この「第II部」では, “*Leviathan*”, Part I. OF MAN. Chap. VI. Of the Interiour Beginnings of Voluntary Motions ; commonly called the Passions. And the Speeches by which they are expressed. (意志に発する運動 [行動] の・内部にある原動力で, ふつう諸情念と呼ばれているものについて。および, 情念が表現される語について) と, Pt. I, Chap. XII. Of RELIGION. (信仰について) の中の・〈神の存在証明〉の論理と, そして, “*Leviathan*” の The Introduction (導入の<sup>ことば</sup>詞) との吟味に基づいて, ホブズにおける・〈第一の「自然」概念〉, 〈第二の「自然」概念〉をへて, 〈第三の「自然」概念〉を, 析出した。

6) この〈第三の「自然」概念〉について, 「第II部」の結論のみを予示すれば,

a) 「自然」とは,

イ) 人間個体・各人の〈生命の保存と促進〉という「運動」を〈意志〉している, と人間の理性によって〈推理〉されている〈あるもの〉であり,

ロ) この・各人の〈生命の保存と促進〉という〈意志〉の〈目的〉にたいして, 諸〈手段〉を〈適合させる〉〈叡知〉である, と〈推理〉されている〈あるもの〉であり,

ハ) 〈適合〉した諸〈手段〉を用いて, あの〈目的〉を〈実現させる〉〈力〉である, と〈推理〉される〈あるもの〉である。

b) イ) 人間各人の〈生命の保存と促進〉という「運動」にたいする・「自然」の〈意志〉は, 〈必然〉に近く, 人間各人は, これに〈抵抗することがで

きにくい)。

ロ) 「自然」の・この・〈必然〉に近い〈意志〉が、ふつうには、人間各人が抱く・〈生命の保存〉・「自己保存」にたいする、ないしは、その〈促進〉にたいする、〈欲求〉・〈欲望〉、ないしは〈意志〉である。

c) さて、であるとするならば、人間各人にとっては、

イ) 「自然」の・あの・〈必然〉に近い〈意志〉——人間各人の〈生命の保存と促進〉にたいする〈意志〉——は、人間各人にたいして、〈自らの生命を保存し促進せよ〉という〈命令〉を、意味している、と〈推理〉され、  
「自然」は、そのように〈命令〉している、と〈推理〉される。

ロ) さて、「自然」は、前記(a, ロ))の〈叡知〉でもあるのであるから、上の・「自然」の〈意志〉は、また、人間各人に向かって、〈自らの生命の保存と促進〉という〈目的に、諸手段を適合させよ〉という〈命令〉をも、意味している、と〈推理〉される。

ハ) さらに、「自然」は、前記(a, ハ))の〈力〉でもあるから、上の・「自然」の〈意志〉は、加えて、人間各人にたいして、あの〈目的を、適合した諸手段によって、実現させよ〉という〈命令〉をも、意味している、と〈推理〉されるのである。

d) こうして、「自然」とは、上記の・〈三つの命令、いな、行動命令〉を発している、と〈推理〉される〈あるもの〉に与えられた名辞である。

以上の結論をえる作業が、「第Ⅱ部」の内容である。

## II

1) 西ヨーロッパにおけるホ布斯研究史の上で, 「自然」概念の究明が必ずしも充分ではなかったことは, わが国のホ布斯研究にも, ある影響を与えることになった。

それは, わが国で初めての本格的ホ布斯研究である『イギリス社会哲学の成立』(初版 1971 (昭和 23) 年, 弘文堂。改訂版。『イギリス社会哲学の成立と展開』。1984 (昭和 59) 年, 社会思想社。うち, ホ布斯研究は, 7—300 ページ) を制作された・筆者の恩師であられる・故・一橋大学社会学部教授・太田可夫先生と, ならびに, ホ布斯研究ををも含む『近代政治原理成立史序説』(1971 (昭和 46) 年。第六刷, 1979 (昭和 54) 年。岩波書店。うち, ホ布斯研究は, 43—69 ページ) の著者, 前・東京大学法学部教授・福田歆一氏とが, ひとしく, <自然法は, 自然権に, 論理的に先行しない>, 言いかえれば, 「ホ布斯における・自然権の優位」を, 主張されている点である。(『イギリス社会哲学の成立と展開』1984 年, とくに, 「第一章 自然権と自然法」。同書, 110—111 ページ。および, 「第四章 理性と自然法——ホ布斯における自然権の優位」。同書, 139—154 ページ。『近代政治原理成立史序説』。第六刷, 1979 年。「第二章 ホ布斯における自然権の優位」。同書, 55—56 ページ)。

2) 筆者は, この主張は, 全く失当である, と考える。

しかし, 筆者にとって問題であるのは, この主張が誤りである, ということよりも, この誤りが, なにゆえに生じたか, である。

太田先生は, まず, こう言われる。「すべて, 権利は法的基礎をもたねばならぬ。それ故に, 法以前に権利を想うことは不可能であると言われる。権利は法的に承認されなければならぬからである。この一般的な考え方から眺める時、自然権を, 自然法に先だって規定することは不可能となる。常識的にはむしろまず自然法が規定され, そののちに自然権の規定がその範囲内において成立させられるのが適当と考えられる。…。(110 ページ)

権利の前に法があるという考えはそのままで正しい。しかし、ホッブスの解釈としては全く妥当しない。なぜならば、自然権がある権利として、ある法的根拠をもたねばならぬことは明らかであり、ホッブス自身も『市民論』第一章において、自然権とよばれるものが「各人にとって合法的 (lawfall)」(II, p.9) であると言ってそれを認めているから、自然権は単なる自然的自由ではなく、既に法的性格をもっていることは明らかである。しかし、ホッブズの自然権を成立させる法的根拠は、決してホッブスの自然法ではない。それゆえに、法が権利に論理的に先行するという点から直ちに、この関係が自然法と自然権との間にも成立すると判断することは慎まなければならぬ。…」。(111 ページ。傍点は、いずれも、引用者)。

であるとすると、太田先生は、第一に、一般的に、「権利」が、「法」を基礎とすることの論理的根拠を示し、第二に、ホブズの『市民について』で、「自然権」にかかわって、同じ関係の論理的根拠を示し、第三に、にも拘らず、『リヴァイアサン』にあっては、〈なにゆえに〉「自然法」が、「自然権」に〈論理的に先行しないのか〉、ということの・きわめて特殊な・論理的根拠を、示されなくてはならなかったはずである。なぜなら、その手続きなしに、上見の立論を行なうことは、許されないからである。

3) しかしながら、「論理的に先行しない」か、あるいは「先行する」か、を立証するために、なによりもまず不可欠であるのは、「自然権」と「自然法」とのそれぞれについて、その〈根拠〉を分析することであるのは、言うまでもない。

4) そして、これらのそれぞれの〈根拠〉を分析するとは、それぞれにたいして〈論理的に先行するもの〉・〈論理的に優位に立つもの〉を分析することであり、言いかえれば、「自然権」と「自然法」との各々が、そこから〈帰結〉するものを、分析することである。

5) そこで、まず、「自然権」について、それを構成する要素を示しながら言えば、ホブズによる規定は、こうである。「自然権」とは、「各人が、[A]

自分自身の自然にしたがうことを目的に、言いかえますと [B] 自分自身の生命を保存することを目的に、[C] 自分自身が意志するとおりに、[D] 自分自身の力を行使する [E] 自由 (the Liberty) のことでありますし、また、その帰結として、[各人が] [F] 自分自身の判断力と理性とに照らして、この目的にとって、いちばん適合した手段である、と心に抱く事柄であれば、[[C] 自分自身が意志するとおりに] [G] どのような事柄をでも、する [H] 自由のことであります」 (“*Leviathan.*” Part I. OF MAN. Chap. XIV. Of the first and second Naturall Laws, and of Contracts. prg. 1. *Lev.* E. p. 189 ; *OL* · III. p. 102)。

すなわち、「自然権」とは、かかる〈内容〉の「自由」であり、それゆえ、「自然権」の〈本質〉は、このような「自由」である。

6) では、その「自由」とは、どのように規定されているのか。「自由というものによって理解されておりますのは、この語の・本来の表示内容にしたがって、[人間にとって]外部からくる障害物が遠くに離れていることであります (the absence of externall Impediments. L. externôrum impedimentôrum abséntia)」 (prg. 2. loc. cit.)。

7) すなわち、「自然権」の・上見の諸要素のうち、A, B, Cを前提として、一つには、D (「自分自身の力を行使する」こと) にたいして、「外部からくる障害物が遠く離れていること」、また、二つには、Fに含まれる「事柄であれば」、G (「どのような事柄をでも、する」こと) にたいして「外部からくる障害物が遠く離れていること」——それが、「自然権」の〈本質〉をなす「自由」である。

8) そこで、まず「自然権」にたいし〈論理的に、先行し、優位に立つもの〉、「自然権」が、そこから〈帰結〉されるものを、分析することは、上にあげたA, B, C, D, E ; F, G, Hの要素の各々について、その同じものを、分析することである。

9) ただし、Cの要素(「自分自身が意志するとおりに」)と、Gの要素(「ど

のような事柄をでも、する」とは、EとHとの要素（「自由」）が前提されていることに基づく表現であるから、「自由」が〈帰結〉するまでは、Cの要素はC'（〈自分自身の意志にしたがって〉）にとどまるものであり、おなじようにして、Gの要素はG'（〈その事柄を、する〉）にとどまる。

それゆえ、前記(8)の分析は、A, B, C', D, E ; F, G', Hについて、行なわれることになる。

10) この分析は、本稿では「第I部」・IV, Vで行なわれているが、それを要約してここで述べれば、

a) 本・「まえがき」の6)に記した「自然」、ないしは、「自然」が各人に向かって発している・三つの〈行動命令〉から、それに「したがうこと」としての・各人が「自分自身の自然にしたがうこと」が、〈帰結〉し、

b) 各人が「自然」の〈行動命令〉に「したがうこと」こととしての「自分自身の自然にしたがうこと」から、

イ) 一方では、「自然権」の・上述の全要素のうち、E, H（「自由」）を除く・すべての要素（A, B, C', D ; F, G'）が、〈帰結〉し、

ロ) 他方では、このChap. XIV, prg. 3. にその規定が示される「自然法」——〈根源的自然法〉と呼ばれるべきもの——が、〈帰結〉し、

c) そして、この「自然法」から〈帰結〉するのが、「自然権」の〈本質〉をなす・あの「自由」である。

d) そして、「自由」が〈帰結〉した時に、C'はCとなり、G'はGとなる。

e) こうして、「自然権」を構成する全要素は、直接にか、「自然法」を仲立ちに間接にか、各人が「自分自身の自然にしたがうこと」から、〈帰結〉するのである。

f) しかるに、この「したがうこと」自体が、「自然」、あるいは、「自然」の・三つの〈行動命令〉から、〈帰結〉しているのである。

g) してみれば、「自然権」と「自然法」との〈根拠〉、それらにたいして、〈論理的に、もっとも先行し、もっとも優位に立つもの〉は、「自然」、ない

しは、「自然」の〈行動命令〉である。

h) ところで、ホブズは、上記の「自然法」を、「指示 (a Precept)」, ないしは「指図 (a Rule)」と呼んでいるが、'precept', 'rule'の原意は、〈命令〉である。そしてまた、ホブズは、「人間たち」は、「自然法によって、命令されている」と述べている。

してみれば、上に見た・「自然」の・三つの〈行動命令〉も、一つの「自然法」である。

i) しかも、それは、すでに見たとおり、「自然権」と「自然法」とにたいして、〈論理的に、もっとも先行し、もっとも優位に立つもの〉であり、それゆえ、〈原基的自然法〉と呼ばれるべきである。その証拠に、

ホブズにたいして、一方では、批判を加えながらも、他方では、自らの基本思想の多くを負っているジャン-ジャク・ルソが、『エミル・第三編』で、「…自然の・[人間各人に命じている] 第一の掟て [法] は、[各人が] 自分を保存する配慮 [心遣い] であります」(…la premiere loi de la nature est le soin de se conserver.) ("Émile, ou de l'éducation." Livre III. Oeuvres complètes. Bibliothèque de la Pléiade. Tome IV. p. 467.傍点は、引用者) と述べる時、「自然」が〈命令〉する「掟て」すなわち「法」は、その内容からみて、ホブズにあっての・「自然」の〈三つの行動命令〉を合したものであることに照らせば、ルソの言う「自然」は、ホブズの言う「自然」と同一のものであり、そして、ルソは、ホブズにおける・「自然」の〈行動命令〉を指して、まさしく、「自然の・第一の法」、すなわち〈原基的自然法〉である、と告げていることになる。

j) であるとすれば、あの「自然法」にたいしてとおなじく、「自然権」にたいしても、〈論理的に、もっとも先行し、もっとも優位に立つもの〉である・この〈原基的自然法〉こそが、「自然権」の「法的根拠」である、と立論することができるはずである。

11) しかしながら、上記10), b), ロ), c)——くりかえせば、各人が「自然」の・三つの〈行動命令〉に「したがうこと」としての・「自分自身の自然にしたがうこと」から、Chap. XIV., prg. 3.の「自然法」が、〈帰結〉し、そして、その「自然法」から、さらに「自由」が、〈帰結〉する——その経緯を、やや立ち入って、述べておかななくてはならない。

なぜなら、太田先生は、本・II, 1)に引用した叙述の中で、「…ホッブスの自然権を成立させる法的根拠は、決してホッブスの自然法ではない」(111ページ)と断定しておられるからである。

12) しかし、その前に、「ホッブスの自然法」と言われるものは、なにのことであるか。

それは、太田先生が、110ページの最初に引用しておられるとおり、さきにふれた「自然法」、すなわち、“*Leviathan.*” Chap. XIV, prg. 3.に規定が与えられている「自然法」である。

ホブズは、この「自然法」を、つぎのように規定している。「自然の法 (A LAW OF NATURE (自然法 (Lex Nātūrālis) とは、みな、理性によって見いだされた・一つの指示、ないしは、一つの・誰にもあてはまる指図であります。この[[指示]・「指図」である]自然法によって、人間は、みな、[A] 自分の生命を破壊することになる事柄をすることを、禁止され、ないしは、[B] その・おなじもの [自分の生命] を保存する手段を減らしてしまう事柄をすることを、禁止されているのですし、また、[C] 自分で考えて、自分の生命がいちばんよく保存されることが出来る事柄 [手段] をとらないでおくことを、禁止されているのです」(E. p. 189.)。 (L. 「自分の損害になってくる、と自分に思われる事柄をすることを、禁止されているのです」(OL・III.p. 102)。(傍点は、すべて、引用者)。

13) 太田先生は、この規定から、つぎのように、述べておられる。「自然法のこの二つの内容はすべての手段を尽して自己の生命の維持を積極的にはかるということについてはすこしも変らない。それならば自然権の内容であ

る。自己の生命維持のために手段を選ばないこと〔自然権のこと〕と自然法における自己保存の命令とはどこに本質上の差があるか。ここに掲げられている自然法の定義からはそれは把握しがたい。…」（110 ページ）。

すなわち、太田先生は、「自然法」の「内容」と「自然権」の「内容」との間には、「本質上の差」が〈くない〉。それゆえ、「自然法」は、「自然権」に〈論理的に先行する、とは、判断してはならぬ〉、とされるのである。

14) しかしながら、筆者は、この「自然法」からは、「自然権」の全要素は〈帰結〉しないけれども、「自然権」の〈本質〉要素である「自由」が、〈帰結〉しないではない、と考える。

それは、こうである。

a) イ) この「自然法」は、上見のA, B, Cの〈行動〉を各人に〈禁止している〉「指示」・「指図」である。

しかるに、「指示」・「指図」は、〈命令〉の意であるのであった。

ロ) それゆえ、この「自然法」は、A, B, Cの〈行動〉を〈禁止している〉〈命令〉である。

b) イ) この〈命令〉によって〈禁止されている〉・A, B, Cの〈行動〉は、その内容にしたがえば、明らかに、あの・「自然」の・三つの〈行動命令〉に〈反する〉〈行動〉である。

ロ) それゆえ、「自然法」とは、各人が、「自然」の〈行動命令〉に〈したがわないこと〉を、〈禁止している〉〈命令〉である。

c) イ) ところで、一般に、〈命令〉は、必然に、それに「したがうこと」を内包し、内包するという意味で、〈命令〉からは、それに「したがうこと」が、〈帰結〉する。

ロ) そして、「自然」の〈行動命令〉に〈したがわないこと〉を〈禁止している〉〈命令〉である・この「自然法」は、各人を、上の〈行動命令〉に〈したがわしめる〉ことによって、各人が「したがうこと」を、〈目的〉にするものであり、その〈目的〉は、〈目的〉であることによって、「自然法」にたい

して、〈論理的に、先行し、優位に立つもの〉である。

d) イ) こうして、この「自然法」に、〈論理的に、先行し、優位に立つ〉のは、「自然」の・三つの〈行動命令〉であり、言いかえれば、「自然法」は、「自然」の〈行動命令〉から、〈帰結〉しているのである。

ロ) 別様に言えば、「自然」の・三つの〈行動命令〉に〈したがわないこと〉を〈禁止している〉〈命令〉である・この「自然法」とは、各人が「自然」の〈行動命令〉に「したがうこと」を、自らに〈論理的に、先行し、優位に立つ〉事柄として、裏側から、告げているものである、ということである。

e) イ) つぎに、各人は、「自然法」によって、「自然」の〈行動命令〉に〈したがわないこと〉を「禁止されている」のであるから、〈禁止〉の〈命令〉に「したがう」。

ロ) もとより、そのことは、各人が、「自然」の〈行動命令〉に「したがう」ことに、ほかならない。

f) 一般に、〈命令〉に「したがうこと」は、〈禁止されていない〉事柄である。〈禁止されている〉のは、〈命令〉に〈したがわないこと〉だけであるからである。

すなわち、〈命令〉に「したがうこと」にたいしては、〈禁止〉という「外部からくる障害物が遠くに離れていること」は、余りにも明らかである。

g) してみれば、「自然」の〈行動命令〉に「したがうこと」、〈したがった〉〈行動〉をとることは、それにたいして、〈禁止〉という「外部からくる障害物が遠く離れていること」があり、すなわち、その〈行動〉は「自由」である、ということが〈帰結〉する。

h) それゆえ、「自然」の・三つの〈行動命令〉に「したがうこと」(その意味で、各人が「自分自身の自然にしたがうこと」)から〈帰結〉する・「自然権」の諸要素のうち、〈行動〉であるもの(D, G)), は、「自由」である。

i) こうして、「自由」は、直接には、あの「自然法」から、〈帰結〉する。

がしかし, その「自然法」自体が, 「自然」, ないし「自然」の〈行動命令〉に「したがうこと」, その意味での「自分自身の自然にしたがうこと」から, 〈帰結〉するのである。

j) 上に見た「自然法」について重要なことは, 「自由」は, 「自然」の〈行動命令〉に〈したがわないこと〉という《否定》にたいし, 〈したがわないこと〉を〈禁止している〉〈命令〉としての「自然法」という・《否定》の《否定》からでなくては, 〈帰結〉しない, ということである。

15) 以上のようにして, 太田先生は, 「ホブスの自然権を成立させる法的根拠は, 決してホブスの自然法ではない」と断言しておられるけれども, たしかに, 「自然権」の全要素は, 「自然法」から〈帰結〉しないにしても, 「自然権」の〈本質〉要素である「自由」は, 「自然法」からでなくては, 〈帰結〉しえないのである。

16) それを見落されたのは, 「自然権」と「自然法」との双方の窮極にある・「自然」の〈行動命令〉を, 〈禁止〉の〈命令〉である「自然法」が, 裏側から語っている・その裏側からという関係を見過ごされ, おなじくまた, 「自然」の〈行動命令〉に〈したがわないこと〉という《否定》が, 「自然法」によって〈禁止されている〉という・《否定》の《否定》の関係を, 見過ごされたことによるもの, と思われる。

この見過ごしは, 「自己の生命維持のために手段を選ばないこと[自然権のこと]と自然法における自己保存の命令とはどこに本質上の差があるか」という立言に, はしなくも現われているところである。

17) 福田氏が, 「ホブスは権利が法の下にのみ存し得ることを繰り返し強調するが, 自然権は断じて自然法の承認によって成り立つのではない」(前掲書。55-56 ページ)と述べておられることについても, 筆者が言うべきことは, 以上と同一である。

18) こうして、肝要であるのは、「自然権」と「自然法」との・それぞれ〈根拠〉を追求しつつ、ホブズにあっての「自然」概念に溯ることである。

本稿の「第I部」・「ホブズにおける・「契約」, および「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析」は、「第II部」での・「自然」概念の分析の結論を予め前提する, という論述の順序の顛倒を犯しながらも, 「自然法」と「自然権」との論理的根拠をも, 示したものである。

19) なお, 太田先生は, つぎに, 「第四章 理性と自然法——ホブズにおける自然権の優位」で, 「…第一に自然権が, 更に進んで自然法が理性的に確立される。この意味で, 自然権は自然法に発展するのである」(同書。149—150 ページ)。「自然権は自然法に発展することによって, その構成要素として生きている」と述べておられる。(153 ページ)。

20) ここに言われる「自然法」が, “*Leviathan*” Chap. XIV, prg. 3. の・あの「自然法」であるのか, それとも, この「自然法」から〈帰結〉するところの「諸自然法」——すなわち, “*Lev.*” Part II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XVII, prg. 4. の後半に語られる「第一の・そして基本となる自然法」, および, 次・prg. 5に示される「第二の自然法」, を始め, 次・Chapt. XV. に列挙される十七の「自然法」, 総計十九の「諸自然法」のことであるのかは, 明確ではない。

しかし, もし, これが Chap. XIV, prg. 3.の「自然法」であれば, すでに知ったとおり, この「自然法」から, 「自然権」の〈本質〉要素たる「自由」が〈帰結〉するのであるから, 太田先生の言われる「自然権が自然法に発展する」という立論は, 首肯しがたい。

また, もし, それが「諸自然法」のことであれば, それは, ホブズにしたがえば, 「平和に適切な」諸自然法として「理性」が「勧告してくれる」ものなのであり, これにひきかえ, 「自然権」は, 本稿・「第I部」に見るとおり, 「各人にたいする・各人の戦争」の〈根本にある・かつ共通の原因〉なのであるから, 「自然権が自然法に発展する」という立論は, 到底理解しがた

いものになる。

21) かかる難点を防ぐ道は, “*Leviathan*”. Chap. XIII. に列挙された・「戦争」の・〈個別〉の三「原因」が, 〈根本にある・かつ共通の原因〉たる「自然権」(Chap. XIV.)に帰着する経緯を, 明らかにすることであるはずである。

本稿・「第 I 部」は, その作業をも含むものである。

### III

1) くりかえせば, 「自然権」は, 「各人にたいする・各人の戦争」の〈根本にある・かつ共通の原因〉である。

しかるに, ホブズが規定する・前見 (II, 5)) の「自然権」は, それを構成する諸要素のうちに, 各人の「自分自身の生命を保存する」という「目的」と, その「目的にとって, いちばん適合した手段である」「事柄」を, 〈推理〉する「自分自身の理性と判断力」と, そうした「事柄」を, 「自分自身が意志する」ところにしたがって, 「する」こと, 言いかえれば, 「自分自身の力を行使する」こととを, もつものであった。

このうち, 「意志」とは, 本来, 「欲求」・「欲望」なのであり, それゆえ, 元来は「情念」の一つである。

2) してみると, 「各人にたいする・各人の戦争」を惹き起こすものの中には, 「諸情念」と「理性」とがあるのである。

3) しかるに, ホブズは, かかる「戦争」という「惨めな身の上」にも, 「そこから抜け出す・ある力 (possibility) がつきまとっている」として, その「力」は, 二つであり, 一つは, 「人間たちを平和へ向かわせる」「諸情念」であり, いま一つは, 「平和」を創出する〈行動の仕方〉を, 「諸自然法」として「勧告してくれる」「理性」である, とする (Chap. XIII, prg. 13, 14. E. p. 188. 「しかしながら, ひたすらに自然のままの・人間の身の上から, 一つには, 理性の力により ( $\bar{a}$  ratiōne), 二つには, 諸情念の力によって ( $\bar{a}$  pas-

sionibus), [人間は] 脱け出る (liberārī) ことが, できるようになっているのです」(OL-III. p. 102) .).

4) もとより, 「戦争」を惹き起こすものとしての「諸情念」の〈内容〉と, 「平和へ向かわせる」「諸情念」の〈内容〉とは, 〈正反対〉であり, また, 上記二つの場合の・「理性」の〈役割〉も, 互いに〈正反対〉である。

5) がしかし, ここに生ずる問題は, 「情念」と「理性」とが, 〈なにゆえに〉, また, 〈いかにして〉, 自らの〈内容〉と〈役割〉とを, 〈正反対〉のものに, 〈転換〉させるのか, その〈弁証法的運動過程〉の解明である。

6) ホブズ政治哲学の核心は, 「戦争」が, 自らの〈正反対物〉である「平和」(「国家」の「産出」)へ〈転換〉する〈弁証法的運動過程〉の描出に, ある。

そのことは, 前見の「抜け出す可能性がつきまどっている」という表現が示しているとおりでである。

7) しかし, この表現は, また, 「情念」と「理性」とが, 「戦争」と「平和」とのいづれにも〈内在〉し, しかも, 〈内在〉しながら, 〈内容〉と〈役割〉とにおいて, 互いに〈正反対〉のものに〈転換〉する, ということをも, 語っている。

その上, L. が, くりかえせば, 「この身の上から脱け出ることが, できるようになっている」と言う場合の「できるようになっている」の原語は, 'pótuit' であり, これは「可能である (pósse)」の「[過去] 完了形」であるが, この場合には, 「現在の [過去] 完了 (Pérfectum praesens)」という用法であって, 〈過去〉に「できるようにした」・その原因の効果が, 〈現在〉も〈持続〉していることを, 表しているものであり, ギリシヤ語における用法と共通である。

してみると, すでに「戦争」の「身の上」にあって, 「情念」と「理性」とは, 「平和」を「可能」にする〈内容〉をもち, かつ, 〈役割〉を果たし始めて, 〈現在〉にいたっているのである。

とすれば、いよいよ、「情念」と「理性」とは、〈同一〉のものでありながら、〈内容〉と〈役割〉とを、〈正反対〉に〈転換〉させるものである。しかし、それは、〈なにゆえ〉であり、〈いかにして〉であるか——その過程が、ますます、たずねられなくてはならなくなる。

「戦争」から「平和」への〈弁証法的運動過程〉の要点は、この・「情念」と「理性」との〈弁証法的運動過程〉にある。

8) しかし、この〈過程〉の解明にとってもまた、「自然」と「自然法」と「自然権」との概念の分析が、基礎となるはずである。

9) 本稿・「第Ⅲ部」は、「諸自然法」を生む〈推論〉の分析を含んで、以上に記した作業に、あてられている。

上のⅢ、6)に述べた・「国家」の「産出」が、ホブズの理論の眼目であるが、その「産出」の鍵——ホブズ自身に言わしめれば「たった一つの道」——は、「戦争」の「身の上」にある・少なくとも「多数者」を形づくる「各人」が、ある・特殊な〈内容〉と、その〈内容〉の・ある・特殊な〈意味〉とをもつ「契約」を、〈相互の間で〉交し合う、という〈行動の仕方〉である。

それゆえ、本稿は、「ホブズにおける「契約」、および「自然権」、「自然法」、の諸概念の分析」を「第Ⅰ部」として、始まる。

テキストとした・ホブズの諸著作は、

- 1) “*The Elements of Law, Natural and Politic.*” (『自然法と政治法との諸原理』(通称『法の原理』))。British Museumの蔵書目録には、‘London, 1650[1640?]'という刊本の記載があるが、この著述は、1640年に完成したもののようなものである。ドイツの社会学者フェルディナント・テニエス(Ferdinand Tönnies)が、イングランドの諸図書館所蔵の・多数の草稿を照合して、編集・刊行したのが、Cambridge, 1889年のことである。

使用テキストは, “*The Elements of Law, Natural and Politic. By Thomas Hobbes. Edited with a Preface and Critical Notes by Ferdinand Tönnies. Second edition. [New Impression, 1984]. With a new Introduction by M. M. Goldsmith, Professor of Political Theory, University of Exeter.*” Frank Cass. London, Totowa, N. J. [U. S. A.], 1969. v—xvi ; 226 pp. [以下, *EoL* と略記, 出典は, *EoL*. p.ないし pp.で示す]。

- 2) “*Elementôrum Philosophiæ Séctio Têrtia, Dê Cîve.*” (『哲学の諸原理の第三部。市民について』)。1642, Paris.

使用テキストは, Hobbes : “*Opera Philosophica quæ latînē scrîpsit Ômnia. Stúdiô et labôre Gulielmî (William) Molesworth*”. Vol. I — V., London, 1839 — 1845. (『ラテン語著述哲学著作全集』)。この写真複製版, Scientia Verlag, Aalen, Second Reprint, 1966. Vol. II. pp. 155 — 432. (pp. 1 — 154 は, 『哲学の諸原理の第二部。人間について』 (“*Séctio Sécunda, Dê Hómîne.*”) を所収)。[*DC* と略記し, 出典は, *OL*. II. p.ないし pp.で示す]。

- 3) “*Leviathan, or The Matter, Forme, & Power of a Common-wealth Ecclesiasticall and Civill.*” (『リヴァイアサン。別名, 教会国家と市民国家との素材, 形態, および力』)。London, 1651.

使用テキストは, この著作の・多くの偽版中から真正初版を調査して編集・刊行した・アメリカの社会学者マクファースン刊本・ “*Leviathan. Edited with an Introduction by C. B. Macpherson.*” Penguin Books, Pelican Classics. (Reprinted 1978. New York. 9 — 70, pp. 71 — 728) [*Lev*. E と略記, 出典は, E. p. ないし E. pp.で示す]。

- 4) “*Leviathan, sive de Mâteriâ, Fôrmâ, et Potestâte Cîvitâtis Ecclésiasticæ et Cîvilis.*” (上記・3) の『リヴァイアサン』の・ホブ

ズ自身の手になるラテン語版 (訳ではない)。Amsterdam, 1667.

使用テキストは, 上記・2) の Vol. III. viii, pp. 4—569. [L.と略記し, 出典は, OL・III・p, ないし pp.で示す]。

フランシス・ベイコンについては,

“*The Works of Francis Bacon, etc. Collected and edited by James Spedding, Robert Leslie Ellis, and Douglas Denon Heath.*” 14 volumes, London, 1858—1874. (『フランシス・ベイコン著作集』)。写真複製版, Friedrich Fromman Verlag Günther Holzboog. Stuttgart—Bad Canustadt. 14 volumes, 1961—1963. [BW と略記, 出典は vol.および p.ないし pp.で示す]。

アダム・スミスについては,

“*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations.*” 2 volumes. London, 1776.

使用テキストは,

“*The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith.*” Oxford, 1976. 2volumes [WoN と略記, 出典は, Book, Chap, および Vol., p.で示す]。

“*Leviathan*”からの引用文の訳については, 既存の邦訳 (岩波書店, 「岩波文庫」, 河出書房, 「世界の大思想」, 中央公論社, 「世界の名著」) は, 一切, 採用していない。

これらは, いずれも, この著作の翻訳たりえていないからである。

その理由は, 1) イングランド語の辞典としては, 世界最大の『オクスファード・イングリッシュ辞典』(全十三巻) も, “*Leviathan*”のイングリッシュ語文を読むのには, 八割がた役に立たないのであって, 上にあげたラテン語版によってしか, 各語意, 各文意を, 的確に理解しえないにも拘らず, これらの訳者には, その用意がないからである。

2) また、言語表現の背後にある・ホブズの思考を、論理的に把握する力が、欠けているからである。

3) “*Leviathan*”に先行する諸著述——『法の原理』、『市民について』、その他——についての研究が、欠けているからである。

4) 少なくとも、プラトーン、アリストテレース、ストア学派、キケロの諸著述における〈人間論〉・〈政治論〉・〈法論〉とホブズのそれとの脈絡を、心得ていないからである。

筆者は、現在、これらの準備をしつつ、“*Leviathan*”の訳出を、少しずつ、進めている。

Hobbesの発音については、「ホップス」、「ホップズ」等々があるが、ドイツの語学辞典類の専門出版社であるDudenの“*Das Aussprachewörterbuch*”, Duden, Bd. 6. Dudenverlag, Mannheim, Wien, Zürich, 1974. SS. 1 — 791.によれば, [hɔbz] (ホブズ)であり, 他の辞典によっても, [há(:)bz] (ハ(一)ブズ)ないし [hɔbz] である。

これは、ヨーロッパ諸国語にあっては、ギリシヤ語、ラテン語の両古典語と、イタリア語とを除いて、たとえば—bb—といった〈二重子音〉は、けっして、〈促音〉で発音することを〈しない〉、という言語学上の規則があるからである。Lockeの〈二重子音〉・[—ck—] = [—kk—]についても、おなじであって、[lɔk] である。

ところが、日本人は、Hokkaido, Sapporoなど、〈二重子音〉と〈促音〉とを必ず〈結びつけている〉ので、ヨーロッパ諸語の発音についても、上記の規則をわきまえずに、オ国ブリマルダシに、ホップズ、ロックとやるのである。

なお、引用文中の [ ] は、筆者による補足、ないし注解である。

1985年12月